

平成 29 年第 4 回伊賀市議会（定例会）

【会期：平成 29 年 6 月 5 日～6 月 26 日】

●平成 29 年度補正予算関係議案（市長提出議案及び議員提出議案）

今回の補正は、一般会計、1つの特別会計、2つの企業会計で合計5億3,152万3,000円の増額を行い、補正後の全会計の予算総額を810億3,546万9,000円にしようとするものである。

審議の結果、議案第56号 平成29年度伊賀市一般会計補正予算（第1号）は、発議第3号の可決後に修正部分を除く原案を可決されましたが、再議により修正された補正予算は否決となり原案が可決されました。その後、発議第6号及び発議第7号により南庁舎設計業務委託料、庁舎整備及び南庁舎活用計画策定業務委託料の執行が凍結されました。

議案番号	件名	概要	議決結果
56	平成 29 年度伊賀市一般会計補正予算（第 1 号）	<p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ助成金 2,910 万円 友生地区自治協・法花区・東湯舟区・河合自治協・上津自治協・下川原区の備品購入、岡鼻地区の公民館建設に対する自治総合センターからの助成金 ○農業水利施設耐震調査業務委託料 5,000 万円 大正池（石川）ほか10ヶ所のため池の耐震診断を行う経費 ○外山橋長寿命化修繕工事費 1,878 万円 ○橋梁計画策定業務委託料 4,600 万円 長寿命化計画策定のため伊賀市内 796 橋の点検を行う。 (全1,633橋のうち867橋は、計画策定済み) ※南庁舎設計業務委託料 5,238万5,000円 ※庁舎整備及び南庁舎活用計画策定業務委託料 497万9,000円 ○学校現場における業務改善加速事業 690 万円 ソーシャルワーカーや外国人児童生徒教育サポーターなどの教師の業務を補佐する者を雇用することで、現場の教師の負担を減らすことを目的にした事業 ○文化財保護事業補助金 920 万円 県指定文化財春日大社の修繕に対する補助金 ※南庁舎設計業務委託料及び庁舎整備及び南庁舎活用計画策定業務委託料については、附帯決議で予算執行が凍結された。 	原案可決 (附帯決議有)

発議 番号	件 名	提出者	概 要	議決 結果
3	議案第56号 平成29年度伊賀市一般会計補正予算(第1号)に対する修正について	中谷一彦 福村教親 西口和成 市川岳人 赤堀久実 福田香織 生中正嗣 上田宗久 近森正利 岩田佐俊	<p>【提案の理由及び内容】急速な高齢化や人口減少に歯止めをかけ、将来を見据えた活気ある伊賀市を取り戻すためには、特にこの市街地を中心とした賑わいの創出が喫緊の課題であることは理解するところである。</p> <p>これまで市議会において、伊賀市の賑わい創出に向けた現庁舎地の利活用については、市民の多くの声を踏まえ、現庁舎を取り壊すことを前提とした決議や市長への提言がなされてきた。しかしながら、議案第56号伊賀市一般会計補正予算(第1号)に計上されている南庁舎整備事業は、現庁舎の保存を前提としたものであり、このことは市民の十分な理解と同意が得られていないものとする。</p> <p>以上のことから、議案第56号の第1表歳入歳出補正予算、歳出第8款土木費、第4項都市計画費のうち、当該経費分5,736万4,000円を減額し、あわせて同表の歳入も減額し、第1条第1項の歳入歳出予算の総額を、それぞれ429億2,523万1,000円に修正するほか、第2条債務負担行為の補正及び第3条の地方債の補正についても必要な修正をしようとするものである。</p>	可決 (修正された補正予算は再議により否決)
6	議案第56号 平成29年度伊賀市一般会計補正予算(第1号)に対する附帯決議について	安本美栄子 北出忠良 中岡久徳	<p>【提案の理由及び内容】急速な高齢化や人口減少に歯止めをかけ、将来を見据えた活気ある伊賀市を取り戻すためには、特にこの市街地を中心とした賑わいの創出が喫緊の課題であることは理解するところである。</p> <p>賑わいを創出するための事業は、将来にわたっての市民の負担が最小限となるようPFI手法等により民間活力を取り入れるなど、地域経済の活性化に繋がる施設とすることが望ましいと考える。このことを踏まえ現庁舎地にどのような機能を配置することが望ましいかゼロベースで議会と早急に議論を重ね、議会が同意する事業方針が決定されるまでの間、議案第56号伊賀市一般会計補正予算(第1号)に計上されている下記の経費については、予算執行の凍結を求めるものである。</p> <p>1 議案第56号 平成29年度伊賀市一般会計補正予算(第1号) 第1条 第8款土木費 第4項都市計画費 第2目市街地整備推進費 細目371市街地整備推進事業 細々目57南庁舎整備事業 南庁舎整備設計業務委託料5,238万5,000円</p>	原案 可決
7	議案第56号 平成29年度伊賀市一般会計補正予算(第1号)に対する附帯決議について	福村教親 西口和成 市川岳人	<p>【提案の理由及び内容】議案第56号伊賀市一般会計補正予算(第1号)に計上された賑わいを創出するための事業は、将来にわたっての市民の負担が最小限となるようPFI手法等により民間活力を取り入れるなど、地域経済の活性化に繋がる施設とすることが望ま</p>	原案 可決

		赤堀久実 福田香織 生中正嗣 上田宗久 近森正利 中谷一彦 岩田佐俊	しいとの考えから、「南庁舎整備設計業務委託料」についての予算執行凍結の附帯決議が可決されたところである。同時に「庁舎整備及び南庁舎活用計画策定業務委託料」についても、現庁舎地にどのような機能を配置することが望ましいかの議論を踏まえ業務が進められるべきものであることから、議会と早急に議論を重ね、議会が同意する事業方針が決定されるまでの間、議案第56号伊賀市一般会計補正予算（第1号）に計上されている下記の経費については、予算執行の凍結を求めるものである。 1 議案第56号 平成29年度伊賀市一般会計補正予算（第1号） 第1条 第8款土木費 第4項都市計画費 第2目市街地整備推進費 細目371市街地整備推進事業 細々目57南庁舎整備事業 庁舎整備及び南庁舎活用計画策定業務委託料 497万9,000円	
議案番号	件名	概要		議決結果
57	平成29年度伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	310万円増 ○前期高齢者納付金の加入者一人当たりの調整前負担調整見込額が変更による。		原案可決
58	平成29年度伊賀市水道事業会計補正予算（第1号）	収益的支出 1,300万円増 資本的支出 1,555万6,000円増 ○下水道事業関連の工事費の増額による。		原案可決
59	平成29年度伊賀市下水道事業会計補正予算（第1号）	収益的支出 500万円増 ○施設の長寿命化計画策定業務委託料の増額による。 資本的支出 2億9,932万3,000円増 ○山田南地区農業集落排水事業の増額による。		原案可決

●補正予算関係議案を除く議案（市長提出議案及び議員提出議案）

議案番号	件名	概要	議決結果
60	伊賀市個人情報保護条例の一部改正について	【改正理由】個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い改正する。	原案可決

		<p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の定義を明確化 ・顔認識データや指紋認識データ、マイナンバーなどを個人識別符号と定義 ・人種や信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見を生じる可能性のある個人情報を要配慮個人情報と定義し、その取扱いを規定 ・死者に関する情報も個人情報と定義し、相続人に限り公開申請できることを規定 <p>【施行期日】 公布の日</p>	
61	伊賀市体育施設条例の一部改正について	<p>【改正理由】 青山上津グラウンド、青山上津体育館、青山博要グラウンド及び青山博要体育館は伊賀市公共施設最適化計画ではいずれも縮小することとしており、このたび地域や関係団体等との協議が整ったことから、これらの体育施設を廃止するため改正する。</p> <p>【改正内容】 青山上津グラウンド、青山上津体育館、青山博要グラウンド及び青山博要体育館の設置規定を削除する。</p> <p>【施行期日】 平成29年7月1日</p>	原案 可決
62	伊賀市斎苑条例の一部改正について	<p>【改正理由】 現規定では、斎苑の利用者は使用申込みと同時に使用料を納付することとしているが、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」第7条や「墓地、埋葬等に関する法律」第9条に基づき、市が火葬を行う必要がある場合、使用料の納付を待たずに火葬を行えるようにするため改正する。</p> <p>【改正内容】 使用料を後納とすることができる規定を加える。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>	原案 可決
63	伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】 現在、患者への接触に対する手当として支給されている「病院勤務伝染病等接触手当」について、部署による手当の差を撤廃し、病院勤務者内で統一した内容とするため改正する。</p> <p>【改正内容】 病院勤務伝染病等接触手当の支給対象職員区分を「上野総合市民病院に勤務し、患者に接触する者」に統一し、手当額を日額450円とする。</p> <p>【施行期日】 平成29年7月1日</p>	原案 可決
64	伊賀市外国人住民協議会条例の廃止について	<p>【廃止理由】 伊賀市外国人住民協議会からこれまでに7回、共生社会の実現に向けた報告書が提出され、協議会発足当初から提言されてきた交流拠点施設である「多文化共生センター」については、昨年8月に開所しており、提言に基づく事務事業の推進や外国人住民の市政参画の促進について、一定の成果があり、目的が概ね達成されたため、「伊賀市審議会等の見直し方針」を踏まえ、条例を廃止する。</p>	原案 可決

			【施行期日】平成29年7月1日	
65	伊賀市生涯学習推進委員会条例の廃止について		【廃止理由】伊賀市生涯学習推進委員会の所掌事項である生涯学習に関する調査・審議機関として「伊賀市生涯学習推進大綱後期基本計画」の進行管理を行ってきたが、平成28年度で計画が終了したことから、今後は社会教育委員に機能を集約するため、条例を廃止する。 【施行期日】公布の日	原案 可決
66	伊賀市地域活性化条例の廃止について		【廃止理由】伊賀市地域活性化条例は、地域活性化計画の策定等及び附属機関である伊賀市地域活性化審議会に関し規定しているが、計画が多岐の分野にわたり、市の総合的な方針を示す総合計画と類似、重複していることから、「伊賀市審議会等の見直し方針」を踏まえ、条例を廃止する。 【施行期日】公布の日	原案 可決
67	第2次伊賀市総合計画第2次再生計画の策定について		【提案理由】本市の目指す将来像を実現するための基本的な理念や政策を示す第2次総合計画基本構想に基づき、平成26年度に策定した第1次再生計画が平成28年度で終了したことから、平成29年度から4年間を計画期間とする第2次再生計画を策定するため、伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議会の議決を求める。	修正部分を除く 原案 可決
発議 番号	件名	提出者	概要	議決 結果
4	議案第67号 第2次伊賀市総合計画第2次再生計画の策定についてに対する修正について	生中正嗣 福村教親 西口和成 市川岳人 赤堀久実 福田香織 上田宗久 近森正利 中谷一彦 岩田佐俊	【提案の理由及び内容】急速な高齢化や人口減少に歯止めをかけ、将来を見据えた活気ある伊賀市を取り戻すためには、特にこの市街地を中心とした賑わいの創出が喫緊の課題であることは理解するところである。 これまで市議会において、伊賀市の賑わい創出に向けた現庁舎地の利活用については、市民の多くの声を踏まえ、現庁舎を取り壊すことを前提とした決議や市長への提言がなされてきた。しかしながら、議案第67号第2次伊賀市総合計画第2次再生計画に記載されている「市役所南庁舎のリノベーション」等の表現は、現庁舎の保存を前提としたものであり、また、分野別計画における位置付けについても限定されたものとなっており、このことは市民の十分な理解と同意が得られていないものとする。 以上のことから、議案第67号の88頁「現状と課題」に記載された「現庁舎」を「現庁舎地」に、また185頁「目標の実現に向けた取り組み」に記載された「市役所南庁舎のリノベーション」を「現庁舎地を中心とした賑わいづくり」に修正しようとするものである。	可決

議案 番号	件 名	概 要	議決 結果
68	工事請負契約の締結について	<p>【提案理由】(仮称)伊賀市汚泥再生処理センター建設工事について、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求める。</p> <p>【内容】 契約金額：42億6,384万円 契約の相手方：クボタ環境サービス株式会社 中部支店 支店長 西野 雅也</p>	原案 可決
69	工事請負契約の変更について	<p>【提案理由】伊賀市庁舎新築工事について、平成28年度公共工事設計労務単価を採用しているが、平成29年2月の改定による労務単価の上昇が大きく、特例措置として、伊賀市建設工事標準請負契約約款第57条の規定による協議の結果、新労務単価に基づく請負代金額へ変更することとしたため、契約を変更する。</p> <p>契約金額：金51億1,803万2,520円(既決契約金額：金50億9,760万円)</p>	原案 可決
70	専決処分の承認について	<p>【提案理由及び内容】 ○平成29年度伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 平成28年度伊賀市国民健康保険事業特別会計直営診療施設勘定診療所費の決算において、歳入が不足したことにより、地方自治法施行令の規定に基づき翌年度歳入の繰上充用を行うため、当該必要額1億2,480万6,000円を平成29年度予算として補正する専決処分を行った。</p>	承認
71	専決処分の承認について	<p>【提案理由及び内容】 ○平成29年度伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号) 平成28年度伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計の決算において、歳入が不足したことにより、地方自治法施行令の規定に基づき翌年度歳入の繰上充用を行うため、当該必要額8,523万4,000円を平成29年度予算として補正する専決処分を行った。</p>	承認
72	工事委託契約の締結について	<p>【提案理由】伊賀鉄道伊賀線新駅整備事業に係る工事委託について、工事委託契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求める。</p> <p>【内容】 契約金額：1億7,539万7,400円 契約の相手方：伊賀鉄道株式会社 代表取締役社長 加藤 千明</p>	原案 可決
73	訴訟の提起について	<p>【提案理由】旧ウィッツ青山学園高等学校が不適切な高等学校教育活動を行っていたため、同校生徒及び同校卒業生への履修回復措置を平成28年3月27日から9月2日まで</p>	原案 可決

		実施し、履修回復措置に要した経費 669 万 5060 円を伊賀市が株式会社ウィッツのために立て替えて支払った。この費用は、民法第 702 条に該当するもので、立替費用の支払いを再三請求しているが、納付される見込みがないため、費用償還請求の訴えを提起することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。	
74～ 97	農業委員会委員の任命について	<p>【提案理由】農業委員会委員 47 人の任期が平成 29 年 7 月 19 日に満了するため、後任の農業委員会委員 24 人の任命について、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。</p> <p>候補者：玉岡 則夫 氏、木津 義明 氏、中川 芳一 氏、米澤 俊孝 氏、西田 富司夫 氏、雪岡 太 氏、藤室 明生 氏、森田 安俊 氏、福永 寛 氏、浅野 潤憲 氏、松山 隆治 氏、仁保 寛 氏、北出 茂樹 氏、坂本 榮二 氏、福地 和幸 氏、森田 克義 氏、吉岡 康夫 氏、中尾 秀民 氏、二谷 幸夫 氏、森本 吉光 氏、中井 悟雄 氏、北川 俊一 氏、森川 恵美子 氏、宮寄 遥菜 氏</p> <p>任 期：平成 29 年 7 月 20 日から 3 年間</p>	同意

●議員提出議案

発議 番号	件 名	提出者	概 要	議決 結果
5	「共謀罪」の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正に抗議する意見書の提出について	百上真奈 宮崎栄樹	<p>【提案の理由及び内容】政府与党は、去る 6 月 15 日の参議院本会議で共謀罪の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正案を参議院法務委員会の審議、採決を省略するという異例の形で成立させました。「組織的犯罪集団」の定義や「準備行為」の概念も極めてあいまいなものであり、対象となる犯罪にはテロとは全く無関係なものも多数含まれています。また、捜査機関による恣意的な判断により、多数の国民が盗聴や監視の対象となる恐れがあり、思想・信条の自由等の基本的人権の制約につながるものが懸念されます。国民への丁寧な説明や、国会審議における政府側の答弁も不十分な中、異例の手続きによって強引に採決を行ったことは極めて遺憾であります。</p> <p>よって、本市議会は、政府に対して共謀罪の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正に抗議するとともに、強く猛省を求めるものです。</p>	原案 否決

●請願

受理 番号	件 名	紹介議員	要 旨	議決 結果
1	「テロ等準備罪」法案について、国会の慎重審議を求めることについて	宮崎栄樹 百上真奈	<p>【請願者】伊賀市新堂 380 番地の 1 「戦争させない伊賀市民の会」呼びかけ人代表 宮田 茂一</p> <p>現在国会において審議中の組織犯罪処罰法改正案、いわゆる「テロ等準備罪」法案（以下「本法案」という。）は、人権保障の観点から多くの問題をはらむものである。拙速に走ることなく十分に時間をかけて慎重に審議することを求める意見書を下記のとおり提出いただきたい。</p> <p>本法案は 277 もの犯罪について、実行行為よりはるか手前の、単に計画（合意）し準備行為をただけで罪に問うものであり、内容についていくつもの問題があり、その主要な問題を次に挙げる。</p> <p>1 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（TOC 条約）は、マフィア等による越境的経済犯罪の防止を目的とする条例であってテロ対策の条約ではない。従って条約批准のために本法案の新設が必要だという説明には根拠がない。</p> <p>2 「組織的犯罪集団」とは何かについて本法案に「定義」がない以上、どんな団体でも計画・合意した段階で「組織的犯罪集団」に認定される。</p> <p>3 企業・クラブ・サークル等の団体に所属する「一般人」も、その団体が「組織的犯罪集団」と認定された途端、捜査・逮捕・処罰の対象となり得る。</p> <p>4 「話し合い（合意）」を捜査する以上、盗聴・盗撮・通信傍受等プライバシーを大きく侵害する捜査が拡大し「監視社会化」が進むおそれがある。</p> <p>5 処罰条件である「実行準備行為」も、本法案及び国会審議で例示された「花見と下見」にみるとおり日常のどんな行為でも「準備行為」とみなされ得る。</p> <p>以上のことから、刑罰法規はその性質上基本的人権を侵害するおそれが大きいものであり、立法に際しては格別の慎重さが要求される。故に、私たちは上述のようにいくつもの問題点が未解決のままである本法案について、国会が慎重な上にも慎重な審議を尽くすことを強く要望する。</p>	6/15 取り 下げ
2	農業者戸別所得補償制度の復活を求めることについて	山下典子 百上真奈	<p>【請願者】津市寿町 7-50 農民運動三重県連合会 代表者 吉川 重彦 外 1 名</p> <p>米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけ</p>	不採択

		<p>ではなく米流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。</p> <p>こうした中で政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。</p> <p>平成22年に始まった「農業者戸別所得補償制度」は、米の生産数量目標を達成した販売農家に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「直接払い（10aあたり1万5,000円）」が行われ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。</p> <p>平成25年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については26年度産から10aあたり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊しています。しかも、この制度も平成30年度産米から廃止されようとしています。</p> <p>これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。</p> <p>私たちは、今こそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。</p> <p>以上の趣旨から、農業者戸別所得補償制度の復活させることを求める意見書を政府関係機関に提出することをお願いします。</p>	
--	--	--	--